

日本救急医学会指導医・専門医制度

日本救急医学会指導医制度

一般社団法人 日 本 救 急 医 学 会

日本救急医学会指導医・専門医制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 この制度は、救急医学及び救急医療を進歩発展させ、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本救急医学会は、前条の目的を達成するため、この制度により、日本救急医学会指導医（以下指導医と略記）、及び日本救急医学会による救急科専門医（以下専門医と略記）を置く。

第2章 指導医・専門医制度を運用する機関

- 第 3 条 日本救急医学会は、指導医及び専門医制度の運用に当たって、指導医・専門医制度委員会（以下制度委員会と略記）を設置する。
- 第 4 条 制度委員会は、指導医・専門医制度の運用全般についての管理を行う。
- 第 5 条 制度委員会は、理事会の議を経て代表理事が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

第3章 指導医及び専門医を審査する機関

- 第 6 条 制度委員会は、指導医及び専門医を審査するために、下記の委員会を設置する。
- ・指導医認定委員会
 - ・専門医認定委員会
 - ・研修プログラム委員会

第4章 附 則

- 第 7 条 この規則は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。
この改正は、平成 8 年 10 月 6 日から施行する。
この改正は、平成 15 年 11 月 18 日から施行する。
この改正は、平成 25 年 10 月 20 日から施行する。
- 第 8 条 この規則は制度委員会、理事会、社員総会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。

日本救急医学会指導医・専門医制度施行細則

第1章 運 営

第 1 条 日本救急医学会指導医・専門医制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

第2章 制度委員会

第 2 条 制度委員会は、指導医・専門医制度の運用に当たって生じた疑義を処理する。

第 3 条 制度委員会は、各指導医認定委員会と研修プログラム委員会の委員を会員の中から選任する。委員の選任に当たり、各指導医認定委員会と研修プログラム委員会の委員のうち少なくとも2名以上は、制度委員会の委員がこれを兼務する。

第 4 条 制度委員会の定員は9名以上15名以内とする。

第 5 条 制度委員会委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第 6 条 制度委員会の委員長は、代表理事が評議員の中から選出し、制度委員会委員は委員長が正会員の中から推薦して、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第 7 条 制度委員会委員に欠員を生じたときは、制度委員会の議を経て、代表理事が委員の補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 8 条 制度委員会は定員の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 9 条 制度委員会の委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

第 10 条 制度委員会委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。

第 11 条 制度委員会の事務は、日本救急医学会事務所において行う。

第3章 附 則

第 12 条 この細則は、昭和64年1月1日から施行する。
この改正は、平成8年10月6日から施行する。
この改正は、平成15年11月18日から施行する。
この改正は、平成18年8月4日から施行する。
この改正は、平成18年10月29日から施行する。
この改正は、平成25年10月20日から施行する。
この改正は、平成26年8月28日から施行する。

第 13 条 この細則は制度委員会、理事会の議決を経なければ、変更もしくは廃止することができない。

日本救急医学会指導医制度規則

第1章 総 則

- 第 1 条 この制度は、救急医学及び救急医療の進歩発展のために、救急医療に従事し、救急医学教育・研究に携わり、専門研修指導医への教育や、メディカル・コントロール等において社会的責務を果たすとともに、日本救急医学会の管理・運営にも積極的に関与し、社会に貢献する指導的人材の育成を目的とする。
- 第 2 条 日本救急医学会は、前条の目的を達成するため、この規則により、日本救急医学会指導医（以下指導医と略記）を認定し、また指導医育成のために、日本救急医学会指導医指定施設（以下指導医指定施設と略記）を認定する。

第2章 指導医制度を運用する機関

- 第 3 条 指導医制度の運用は、指導医・専門医制度委員会（以下制度委員会と略記）がこれを行う。

第3章 指導医及び指導医指定施設を審査する機関

- 第 4 条 指導医及び指導医指定施設の審査は、指導医認定委員会がこれを行う。
- 第 5 条 指導医認定委員会は、理事会の議を経て代表理事が委嘱した若干名の委員をもって構成する。

第4章 指導医指定施設

- 第 6 条 日本救急医学会は、次の各項の条件を備え、指導医育成にふさわしい救急医療施設または病院の救急部門を指導医指定施設として認定する。
1. 救急患者の診療、救急医学の教育・研究のできる十分な設備と人員とを有していること。
 2. 各種の救急患者を診療していること。
 3. 独立した救急部門であること。
 4. 指導医が2名以上いること。

第5章 指導医指定施設の認定

- 第 7 条 指導医指定施設の認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を指導医認定委員会に提出しなければならない。
- 第 8 条 指導医認定委員会は、指導医指定施設として適当と認めた施設を、制度委員会を経て代表理事に報告する。
- 第 9 条 代表理事は、制度委員会の報告に基づき、理事会及び社員総会の議を経て、その施設を指導医指定施設として認定し、指導医指定施設認定証を交付する。
- 第 10 条 指導医指定施設認定証の有効期間は、その交付日より5年とする。

第6章 指導医指定施設の更新

第11条 指導医指定施設は、資格取得後5年ごとにこれを更新しなければならない。

第12条 指導医指定施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を指導医認定委員会に提出しなければならない。

第7章 指導医指定施設認定の解除

第13条 指導医指定施設は、次の理由により認定が解除される。

1. 第6条に該当しなくなったとき。
2. 指導医指定施設の認定を辞退したとき。
3. 指導医指定施設の更新手続きを行わなかったとき。

第8章 指導医申請資格

第14条 指導医になろうとする者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

1. 専門医であること。
2. 指導医指定施設またはこれに準じる診療施設^{*1}に通算10年以上勤務し、救急診療に従事した者であること。あるいは、救急医学に関連する学会^{*2}の専門医等の資格を取得後、前期の施設で救急診療に通算7年以上従事した者であること。
3. 申請時において、継続して10年以上本学会の会員であり、救急医学に関する診療・教育・研究活動を行っている者であること。
4. 申請時において、救急医療に専従していること。
5. 日本救急医学会雑誌（JJAAM）または、Acute Medicine & Surgery（AMS）に論文を発表していること。

*1 ここでいうこれに準じる診療施設は、日本救急医学会指導医制度規則第4章第6条をもとに指導医認定委員会で決定する。

*2

日本内科学会	日本小児科学会	日本循環器学会
日本外科学会	日本整形外科学会	日本麻酔科学会
日本胸部外科学会	日本脳神経外科学会	日本形成外科学会
日本小児外科学会	日本消化器外科学会	日本集中治療医学会

第9章 指導医の認定

第15条 指導医の認定を受けようとする者は、細則に定める申請書類を、申請手数料とともに指導医認定委員会に提出しなければならない。

第16条 指導医認定委員会は、毎年1回、指導医申請書類によって資格審査を行い、必要な条件を満足する者に対して筆記または口頭の試験を行う。

第17条 指導医認定委員会は、筆記または口頭の試験の結果について合議し、指導医としての適否を審査し、その結果を制度委員会を経て代表理事に報告する。

第18条 代表理事は制度委員会の報告に基づき、理事会及び社員総会の議を経て、その者を指導医として認定し、指導医認定証を交付する。

第19条 指導医認定証の有効期間は、その交付日より5年とする。ただし、規則第11章第22条の規定によって、指導医が指導医の資格を喪失した場合、指導医認定証の有効期間は、指導医の資格を喪失した日に終わる。

第10章 指導医の更新

第20条 指導医は、指導医資格取得後5年ごとに、これを更新しなければならない。ただし名誉会員（及び功労会員）はその限りではない。

第21条 指導医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類を指導医認定委員会に提出しなければならない。

第11章 指導医資格の喪失・取消

第22条 指導医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1. 日本国の医師免許を、喪失・返上したとき、または剥奪されたとき。
2. 本学会の会員資格を喪失したとき。
3. 専門医としての資格を喪失したとき。
4. 指導医を辞退したとき、または指導医の認定を取り消されたとき。
5. 指導医の更新手続きを行わなかったとき、または更新を認められなかったとき。

第23条 指導医としてふさわしくない行為のあったとき、または指導医として不適と認められたときは、指導医認定委員会、制度委員会、理事会及び社員総会の議決によって、指導医の認定を取り消すことができる。ただしこの場合、その指導医に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

第12章 附 則

第24条 この規則は制度委員会、理事会及び社員総会の議決を経なければ、変更または廃止することができない。

第25条 この規則を施行するため、別に細則を定める。

第26条 この規則は、昭和64年1月1日から施行する。

この改正は、平成4年10月28日から施行する。

この改正は、平成5年11月16日から施行する。

この改正は、平成8年10月6日から施行する。

この改正は、平成9年11月25日から施行する。

この改正は、平成11年11月9日から施行する。

この改正は、平成13年11月6日から施行する。

この改正は、平成15年11月18日から施行する。

この改正は、平成16年10月26日から施行する。

この改正は、平成25年10月20日から施行する。

この改正は、平成28年11月16日から施行する。

日本救急医学会指導医制度施行細則

第1章 運 営

第 1 条 日本救急医学会指導医制度規則の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 指導医認定委員会

第 2 条 指導医認定委員会委員の定員は7名とする。

第 3 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続3期（6年）を超えることはできない。

第 4 条 指導医認定委員会の委員長は、制度委員会委員長が制度委員会委員の中から推薦し、委員は委員長が推薦して、それぞれ制度委員会、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第 5 条 委員に欠員を生じたときは、委員長が推薦し、制度委員会、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条 委員会は定員の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。文書による意思の表示は出席と認めない。

第 7 条 委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。

第 8 条 委員は、入手した会員に関する一切の情報を漏らしてはならない。

第 9 条 委員会の事務は、日本救急医学会事務所において行う。

第3章 指導医指定施設の認定

第 1 0 条 指導医指定施設の認定を受けようとする施設は、次の各項に定める申請書類正本各1通及び副本各7通を指導医認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医指定施設申請書
2. 施設内容説明書

第 1 1 条 指導医指定施設は、規則第4章第6条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. 専門医指定施設であること。
2. 5床以上の救急専用の集中治療病床を有すること。
3. 救急部門への入院患者が年間300症例以上あること。
4. 救急専任の医師が5名以上いること。
5. 救急専任の医師のうち、2名以上は日本救急医学会指導医（以下指導医と略記）であること。

第4章 指導医指定施設の更新

第 1 2 条 指導医指定施設の更新を申請する施設は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各7通を、指導医認定委員会に提出しなければならない。

ない。

1. 指導医指定施設更新申請書
2. 施設内容説明書

第5章 指導医の認定

第13条 指導医の認定を受けようとする者は、次の各項に定める申請書類の正本各1通及び副本各7通を、別に定める申請手数料とともに指導医認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医申請書
2. 履歴書
3. 会員歴証明書
4. 業績目録
5. 指導医診療実績表
6. 診療実績証明書
7. 救急専従歴証明書

第6章 業績目録

第14条 指導医の認定を申請する者は、前条第4項に定める業績目録において、制度委員会が定める配点にしたがい、総点数100点以上の救急医学に関する業績を記載しなければならない。ただし、業績については、申請年3月31日までの10年間のものとする。その内訳は、学会発表ならびに誌上発表においてそれぞれ50点以上とする。ただし、日本救急医学会総会での司会・座長は学会発表に含める。

第7章 診療実績表

第15条 指導医の認定を申請する者は、細則第5章第13条第5項に定める指導医診療実績表において、制度委員会が定める321点の配点に従い、総点数において240点以上の実績を記載しなければならない。ただし、診療実績については、申請年3月31日までの10年間のものとする。その内訳は、[A]において72点以上、[B]において36点以上、[C]において60点以上、[D]において10点以上とする。

ただし、救急科専門医を2回以上更新し、少なくともそのうち1回は日本専門医機構の基準にて更新している場合は、[A]～[C]の提出を免除する。

第8章 診療実績証明書

第16条 指導医の認定を申請する者は、細則第5章第13条の5項を証明する診療実績証明書を提出しなければならない。

第9章 指導医の更新

第17条 指導医の更新を申請する者は、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める書類の正本各1通及び副本各7通を、別に定める申請手数料とともに、指導医認定委員会

に提出しなければならない。

1. 指導医更新申請書
2. 履歴書
3. 指導医資格取得後5年間における会費納入証明書
4. 指導医資格取得後5年間で3回以上の日本救急医学会総会・学術集会への参加
5. 指導医資格取得年の前年の4月1日以降5年間の業績目録
業績目録においては、制度委員会が定める配点に従い、総点数55点以上の業績を記載しなければならない。その内訳は、参加・経験すべき事項10～20点、学会発表25点、誌上発表10～20点とする。
なお、日本救急医学会総会での司会・座長、及び指導医セミナーへの参加は、学会発表に含むことができる。ただし、業績に含むことができる指導医セミナーへの参加については、1回（5点）を限度とする。また、誌上発表の中には、日本救急医学会雑誌（JJAAM）・Acute Medicine & Surgery（AMS）を含むことが望ましい。
6. 申請締切時において、満65歳以上の指導医は、前回の更新申請年4月1日～申請年の3月31日までに日本救急医学会総会に3回出席したことを証明するもの（参加証など）の提出をもって、本条4項の業績にあてることができる。

第18条 指導医の更新に当たり、特別の理由により5年間で総点数55点に満たない者は、有効期間満了年の申請期間に、第17条に定める申請書類及び次の各項に定める書類の正本各1通及び副本各7通を、別に定める申請手数料とともに、指導医認定委員会に提出しなければならない。

1. 指導医更新猶予申請書（書式自由）
2. 更新猶予申請理由を証明するもの

第19条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年の2年後の申請期間に、細則第9章17条に定める手続きを取らなければならない。なお、その際提出する業績目録においては、指導医資格取得年の前年の4月1日から7年間で総点数55点以上の業績の記載及び、日本救急医学会総会・学術集会への5回以上の参加履歴を記載しなければならない。ただし、業績に含むことができる指導医セミナーへの参加については、2回（10点）を限度とする。

*指導医セミナーを業績に含むことができるのは、単年度につき1回（5点）を限度とする。

第20条 指導医認定委員会は、必要に応じ、指導医更新の申請者に対して、細則第9章第17条に定める書類の記載内容について、説明を求めることができる。

第10章 指導医及び指導医指定施設の申請

第21条 申請の期間は次の通りである。

1. 指導医認定申請は、毎年4月1日から6月30日までとする。
2. 指導医指定施設認定申請は、毎年4月1日から6月30日までとする。

第22条 指導医制度規則第8章第14条に定める、指導医申請資格に疑問のある者は、毎年2月末日までに所定の履歴書を提出し、指導医認定委員会の判断を求めることができる。

第23条 申請手数料は次の通りである。

指導医申請手数料 10,000 円

指導医更新手数料 10,000 円

第 2 4 条 既納の申請手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 2 5 条 申請先及び手数料送金先

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 3 番 12 号 ケイズビルディング 3 階
日本救急医学会事務所

第 2 6 条 すべての審査は、毎年、その年の総会までに完了しなければならない。

第 1 1 章 認 定 料

第 2 7 条 指導医認定証の交付を受ける者は、認定料として、新規 50,000 円、更新 10,000 円を納付しなければならない。

第 2 8 条 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 1 2 章 附 則

第 2 9 条 この細則の変更は、制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければならない。

第 3 0 条 この細則の施行に関して生ずる疑義については、制度委員会が審議する。

第 3 1 条 この細則は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 2 年 11 月 9 日から施行する。

この改正は、平成 4 年 10 月 28 日から施行する。

この改正は、平成 5 年 11 月 16 日から施行する。

この改正は、平成 6 年 11 月 14 日から施行する。

この改正は、平成 8 年 10 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 10 年 4 月 21 日から施行する。

この改正は、平成 11 年 2 月 16 日から施行する。

この改正は、平成 11 年 8 月 6 日から施行する。

この改正は、平成 11 年 11 月 9 日から施行する。

この改正は、平成 12 年 11 月 7 日から施行する。

この改正は、平成 13 年 4 月 5 日から施行する。

この改正は、平成 14 年 8 月 5 日から施行する。

この改正は、平成 14 年 10 月 8 日から施行する。

この改正は、平成 15 年 2 月 18 日から施行する。

この改正は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 15 年 11 月 18 日から施行する。

この改正は、平成 17 年 8 月 3 日から施行する。

この改正は、平成 18 年 10 月 29 日から施行する。

この改正は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。

この改正は、平成 20 年 10 月 12 日から施行する。

この改正は、平成 21 年 7 月 17 日から施行する。

この改正は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 25 年 10 月 20 日から施行する。

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この改正は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。

この改正は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。